

神戸空港便旅行商品  
バス借上費用助成金交付要綱

神戸空港利用推進協議会

## 神戸空港便旅行商品バス借上費用助成金交付要綱

### (目的)

第1条 神戸空港便を活用した旅行商品を造成する者（以下、「旅行商品造成者」という。）が第3条で定める旅行商品を造成する場合に、神戸空港利用推進協議会（以下、「協議会」という。）が当該費用の一部を助成し、もって神戸空港の利用推進に寄与することを目的とする。

2 前項で定める助成金の名称は、「旅行商品バス借上費用助成金（以下、「助成金」という。）」とする。

### (交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、旅行商品造成者（関係法令に適合する資格を有する法人又は団体）及び協議会が適当と認めた者とする。

### (交付対象旅行商品)

第3条 助成金の交付対象となる旅行商品は、次の各号を全て満たさなければならない。ただし、文部科学省の学習指導要領に規定する学校行事として、実施される教育旅行は対象外とする。

- (1) 協議会が必要と認める神戸空港路線の発着便（出発便及び到着便）の活用を確約するものであること。
- (2) 旅行商品造成者が旅行商品の目的地を神戸空港の就航都市及びその周辺地とする場合で、神戸空港まで送迎のために使用するバスを借り上げ利用すること。
- (3) 神戸空港を出発地とすること。

### (助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、前条第2号で定めるバスの借上費用として、片道につき1台 20,000円を上限とする。ただし、送迎のために使用するバスが次の各号に掲げる要件を満たすものについては、その金額を加算したものを上限とする。

- (1) 出発地が兵庫県内であるもの（神戸市内であるものを除く。）

片道につき 1台 5,000円

- (2) 出発地等が兵庫県外であるもの

片道につき 1台 10,000円

2 助成金は予算の範囲内で次に掲げる額を限度とする。

- (1) 旅行商品1件につき 120,000円

(2) 旅行商品造成者 1 営業所につき 年間 300,000 円

同一行程の催行については、複数回実施する場合でも旅行商品 1 件に含めることとする。

(助成金の交付申請手続)

第 5 条 助成金の交付を申請しようとする旅行商品造成者（以下、「申請者」という。）は、催行 1 週間前までに交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 対象旅行商品の行程、参加予定人数、バス借上の内容がわかる書類
- (2) バス事業者が作成した見積書の写し
- (3) 担当者の社員証または名刺等の写し
- (4) その他協議会が必要と認める書類

2 前項の交付申請手続きにおいては、他の助成制度との併用を妨げない。

(交付決定)

第 6 条 協議会は、前条の交付申請に係る書類を審査し、相当と認めた場合は、交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。ただし、協議会は、必要に応じて当該助成金を交付するための条件を付加することができる。

(変更及び中止)

第 7 条 前項の交付決定の内容に変更が生じた場合は、申請者は速やかに交付変更・中止申請書（様式第 1 - 2 号）を協議会に提出しなければならない。

2 協議会は当該書類を審査のうえ、相当と認めた場合は、交付決定変更・取消通知書（様式第 2 - 2 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第 8 条 前条に定める交付決定又は交付変更決定を受けた申請者は、当該商品催行後、速やかに次の各号に掲げるバスの借上実績が判別できる書類を添えて実績報告書兼助成金請求書（様式第 3 号）を協議会に提出しなければならない。

- (1) 最終行程、参加人数、バス借上の内容など、実施状況が判別できる書類
- (2) バス事業者が作成した請求書の写し
- (3) 担当者の社員証または名刺等の写し

(助成金の支払い)

第 9 条 協議会は、前条の実績報告書及び請求書の内容を審査し、相当と認めた場合は、速やかに申請者に助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消等)

第10条 協議会は、申請者が虚偽の交付申請を行ったことが判明したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成金の交付額の確定があった後においても適用されるものとする。

3 協議会は、第1項による取消しをしたときは、速やかに、交付決定変更・取消通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

4 協議会は、助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(事業の終了)

第11条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(手続きの電子化)

第12条 助成金の交付を申請しようとする旅行商品造成者は、第5条、第7条第1項、第8条に定める書類を協議会に電子媒体(PDF)にて提出することができる。

2 協議会は第6条、第7条第2項、第10条第3項に定める書類を電子媒体(PDF)にて通知することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

本要綱は平成28年4月1日から施行する。

本要綱第3条第1号に定める「協議会が必要と認める神戸空港路線」は、平成28年4月1日から当分の間、神戸ー新千歳線及び神戸ー那覇線を対象とする。

本要綱は令和2年7月8日から施行する。

本要綱第3条第1号に定める「協議会が必要と認める神戸空港路線」は、令和3年4月1日から当分の間、神戸空港に就航する全路線を対象とする。

本要綱は令和3年4月1日から施行する。